

さがみはら

いきいきとした人と森林のかかわりを求めて

森林ビジョン



さがみはら森林ビジョン

発行日／平成23年3月

発 行／相模原市 環境経済局 経済部 津久井経済観光課
〒252-5172 相模原市緑区中野633番地
TEL : 042-780-1416
E-mail : tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp



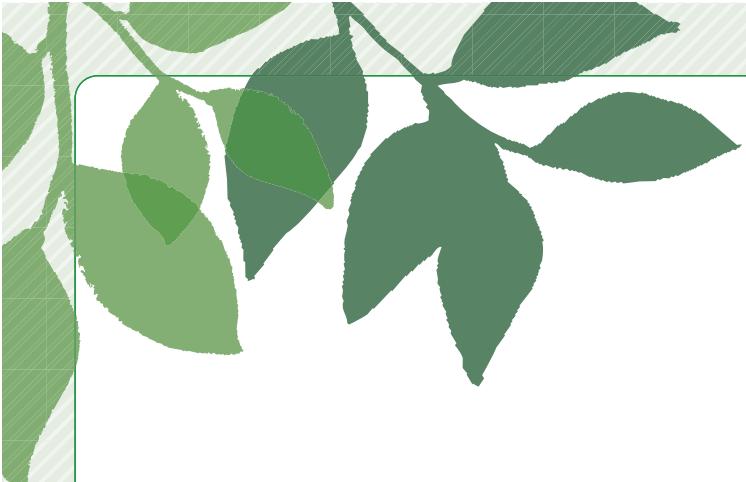
植物油インキを使用しています



古紙配合率100%再生紙を使用しています



潤水都市 さがみはら



はじめに



相模原市は、清らかな水と豊かな森林、そして活気あふれる都市機能を有する都市であります。

森林は、木材を生産することはもとより、水源かん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、市民にさまざまな恩恵と快適な生活環境をもたらしています。

特に本市は神奈川県の水がめである相模湖などの5つの湖と、相模川、道志川等の多くの河川を有する「潤水都市」であり、市内の森林はその水源環境保全のための重要な役割を担っております。

また、本市の森林は、都心から至近であるという地理的特性から、木材を利用した新たな産業の創出や観光資源としての活用、林業や木材加工業の雇用創出など、さまざまな可能性を秘めております。

この市内の森林を多くの市民に知って、身近に感じてもらい、市民全体で守り育てることがとても大切です。

このためには、理想とする本市の森林の将来像を掲げ、市民の皆さまのご協力のもと、その将来像の実現に向けて計画的に施策を展開していく必要があることから、このたび「さがみはら森林ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンの推進に当たりましては、市、森林所有者、林業関係者、企業、そして市民の皆さまが、それぞれの役割を担い、より一層連携し、協働して森林整備や保全に取り組むことが大変重要となります。

美しい森林とその恵みを次世代に確かに引き継いでいくために、皆さまのご協力を賜りながら推進してまいりたいと考えております。

おわりに、本ビジョンの策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました林業関係者、NPO法人、市民の皆さまをはじめ、多様な視点からご議論いただき、ビジョン素案の提案をいただきました策定委員会の皆さんに心から感謝申し上げます。

平成23年3月

相模原市長 加山俊夫

目 次

chapter.1	ビジョン策定にあたって	1
1. 策定の目的	1	
2. 位置づけ	2	
3. 計画期間	3	
4. 対象とする森林	3	
chapter.2	相模原市の森林の現況と課題	4
1. 相模原市の森林の現況と森林資源	4	
(1) 位置	4	
(2) 面積	5	
(3) 自然環境	5	
(4) 相模原市の森林資源	7	
2. 相模原市の森林の課題	9	
(1) 知られていない市内の森林	9	
(2) 使われていない身近な木材資源	9	
(3) 手が入れられていない市内の森林	10	
chapter.3	相模原市の目指す森林の将来像	11
chapter.4	基本方針と基本施策	15
1. 基本方針	15	
2. 基本施策の体系	16	
3. 基本施策と主な取り組み項目	17	
(1) 市民への情報提供	17	
(2) 環境教育の推進	17	
(3) 市民と森林の接点づくり	18	
(4) 木材等の利活用の推進	19	
(5) 森林環境の保全・整備	21	
chapter.5	ビジョン推進のために	23
1. 各主体に求められる期待・役割	23	
(1) 市民	24	
(2) NPO・森林ボランティア	24	
(3) 教育機関	24	
(4) 企業	24	
(5) 木材産業・住宅施工業者	24	
(6) 森林組合・林業事業者	24	
(7) 森林所有者	24	
(8) 相模原市	24	
2. ビジョンの進行管理	24	
chapter.6	資料編	25
1. 森林のはたらき	25	
(1) 市民の生活を支える森林のはたらき	25	
(2) 地球にやさしい森林のはたらき	27	
2. 相模原市の森林の利用	28	
(1) かつての森林の利用	28	
(2) 現在の森林の利用(流域ごとの利用状況)	28	
(3) 環境教育による森林利用	29	
(4) 市民の森林利用(市民アンケート調査の結果から)	30	
(5) 林産物の利用状況	31	
3. 相模原市の森林を守る人たち	33	
4. 相模原市の森林に期待される役割	33	
(1) 期待される役割	33	
(2) 市民が期待する役割(市民アンケート調査の結果から)	34	
5. 国や県の取り組み	38	
(1) 国の取り組み	38	
(2) 県の取り組み	38	
6. ビジョン策定の経緯	39	
(1) ビジョン策定の経過	39	
(2) ビジョン策定委員会名簿	40	
(3) ビジョン策定委員会設置要綱	41	
(4) 市民参加について	44	



1.策定の目的

相模原市は、平成18年から平成19年にかけての津久井町、相模湖町、城山町、藤野町との合併により、市域の約58%にあたる約1万9千haを森林が占める「森林」と「市街地」を併せ持つ新しい都市となりました。

新しい相模原市の森林面積は神奈川県の森林の約20%を占めています。相模原市は神奈川県の水がめである奥相模湖、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖、城山湖を有する「潤水都市」であり、市内の森林はその水源環境保全のための重要な役割を担っています。また、森林は水源環境の保全のみならず、山地災害の防止、森林浴など保健・レクリエーション、豊かな心を育む環境教育、希少な動植物の生息の場、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など、多様な働きをもつ大切な財産です。特に、森林から生産される木材や木のこ等の林産物は、昔から私たちの生活と深く結びついていた貴重な資源です。

これまで、津久井地域では木材生産を中心とした林業行政として、スギ・ヒノキを中心に人工林の拡大充実を図ったことにより、市域の森林の約50%を人工林が占めることになり、現在ではその約90%が伐採適期を迎えています。

しかしながら、近年の木材価格の低迷や林業労働者の減少、林業経営における採算性の悪化などから、森林に対する所有者の管理意識が低下し、手入れ不足の森林が増えたことにより、水源かん養や山地災害防止など森林のもつ公益的な機能の低下が憂慮されています。

このような中、神奈川県では、林業だけでは森林の公益的機能を維持していくことは困難であるとの認識から、平成9年度から「水源の森林づくり事業」による、私有林の公的管理・支援を実施し、水源かん養等の公益的機能の高い水源林づくりに取組んでいますが、間伐された良質な木材は依然として利用されていない状況にあります。

本市としても、限りある大切な森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、市内の豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいく必要があります。そのためには、長期的な森林の将来像を見据え、木材の利活用を図り、

森林所有者、林業関係者、木材消費者、そして公益的機能の享受者である市民との連携のもと、森林の持つ公益的機能に対する理解を促進し、市民全体で支える森林整備体制を構築していく必要があることから「さがみはら森林ビジョン」を策定するものです。



津久井湖と周辺の様子

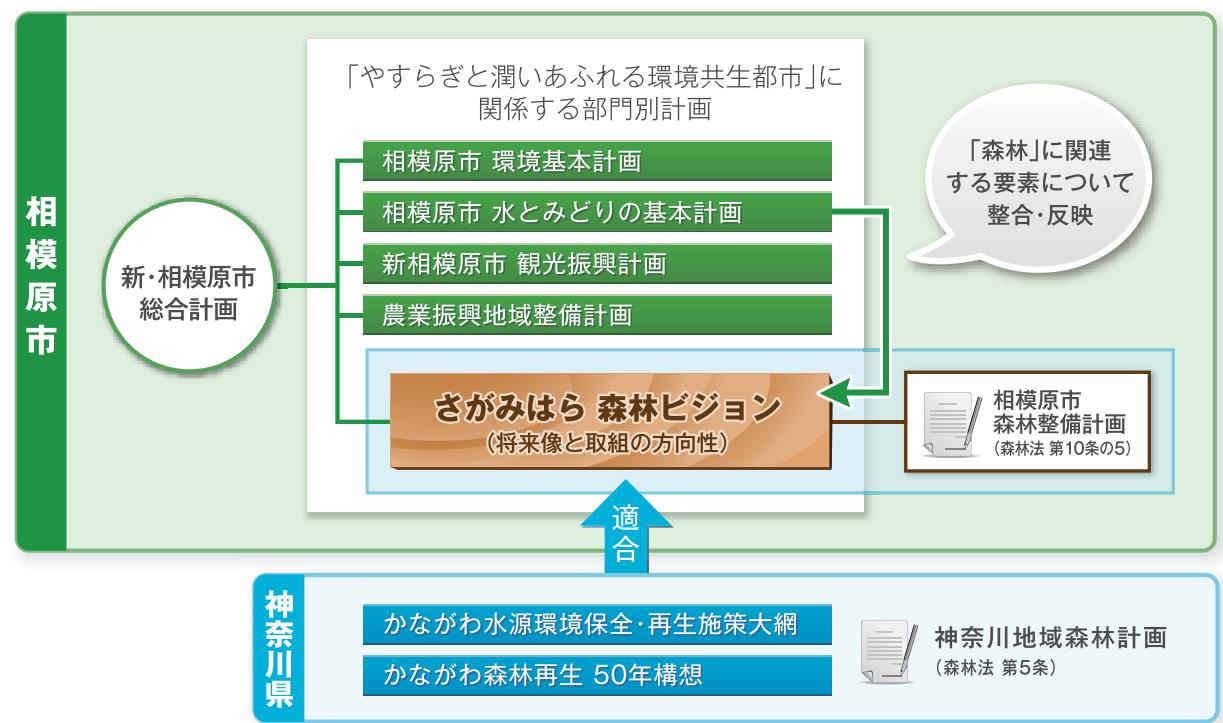
2.位置づけ

「さがみはら森林ビジョン」は、「新・相模原市総合計画」の部門別計画として位置づけられ、相模原市の森林行政を推進するうえで中心的な役割を担うもので、目指すべき将来像や、取組の方向性を示したもので、「さがみはら森林ビジョン」の実現に向けた具体的な目標等については、相模原市森林整備計画など、実施に向けた計画を別途定めることとします。

また、「相模原市環境基本計画」「相模原市水とみどりの基本計画」「新相模原市観光振興計画」「農業振興地域整備計画」などの本市の関連計画の中に含まれる「森林」に関連する要素については、本ビジョンに反映し、整合を図っています。

なお、本ビジョンに掲げる施策の推進にあたっては、国や県の実施する木材の利活用や水源地域の森林保全等にかかる諸施策と連携・協調を図りながら進めます。

図表 1：「さがみはら森林ビジョン」の位置づけ



ビジョン策定にあたって

3.計画期間

「さがみはら森林ビジョン」では、50年後の相模原市において理想とされる森林の将来像を想定しつつ、「新・相模原市総合計画」の基本構想を踏まえ、今後20年間についての基本的な施策の方向性を明らかにしています。

4.対象とする森林

先に策定されている、「相模原市水とみどりの基本計画」では、森林を含む市内全域の水とみどりの将来像の実現に向けた施策が定められていますが、「さがみはら森林ビジョン」では、市内全域の森林の中でも、特に津久井地域の森林における木材の利活用による林業の振興と、森林を良好な状態で次世代に引き継ぐための森林と市民の新たなかかわりについての将来像、そしてその実現に向けた施策について定めます。

なお、本ビジョン内での地域標記は下記のとおりとします（図表2）。

図表 2：本ビジョンにおける地域標記

本ビジョンでの標記	合併前の市町村名等との対応
津久井地区	旧津久井町
相模湖地区	旧相模湖町
藤野地区	旧藤野町
城山地区	旧城山町
津久井地域	旧津久井郡4町の区域
旧市域	旧相模原市

相模原市の森林の現況と課題

1.相模原市の森林の現況と森林資源

(1)位置

相模原市は神奈川県の北西部、東京都心からおおむね30~60kmに位置しており、北は東京都、西は山梨県と接しています（図表3）。

市の東部にあたる旧市域は、相模川に沿った3つのならかな階段状の河岸段丘（相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘）からなり、これらの段丘の間には斜面林が連なり、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しています。相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性の高い地域として密度の高い土地利用が進んでいます（図表4）。

また、市の西部に当たる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。東京都、山梨県と接する市の北西部には比較的急峻な山々が連なり、南西部には丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯があり、これらは貴重な自然環境を形成しています。

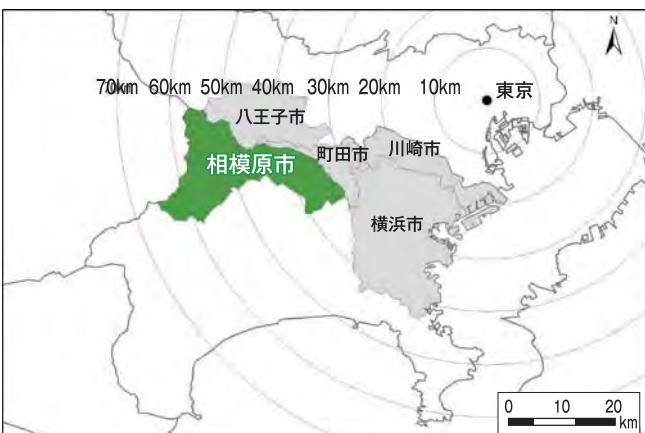
chapter.2

相模原市の森林の現況と課題

1.相模原市の森林の現況と森林資源

2.相模原市の森林の課題

図表 3：相模原市の位置



注：「相模原市水とみどりの基本計画」より転載。

図表 4：相模原市周辺の地形



注:「日本の地質3関東地方」(共立出版株式会社(1985))より転載。

(2)面積

相模原市の面積は、平成18年3月の津久井町・相模湖町との合併と、平成19年3月の藤野町・城山町との合併により90.40km²から328.83km²になりました。相模原市の土地利用を見てみると、自然的土地利用が23,007ha(約70%)都市的土地利用が9,877ha(約30%)となっており、自然的土地利用の大半は津久井地域が占めています。

相模原市の森林面積は約19,000haで、市内の総面積に占める割合(森林率)は約58%となっています。また、市内の森林面積のうち、約18,000haが民有林※1となっており、民有林率は約95%となっています。

(3)自然環境

丹沢大山国定公園の標高の高い地域には、ブナ林やミズナラ林が群生しており、ニホンジカやニホンザルなどの野生動物が生息する極めて自然度の高い環境が残されています(図表5)。

また、中山間地や河川・湖沿いの山林には、スギ・ヒノキを主体とした人工林や混交林などが分布しています。中山間地から市街地にかけては、クヌギ・コナラなどの雑木林が分布しており、谷戸といわれる地形を背景に、耕作地や水路、ため池、集落などがモザイク状に分布している里山の景観が残っています。

特に、津久井地域には、オオタカや県の天然記念物に指定されているギフチョウなど、希少生物が多く生息しています。津久井湖付近の小倉山には自然林が残されており、ニホンリスやカジカガエル、



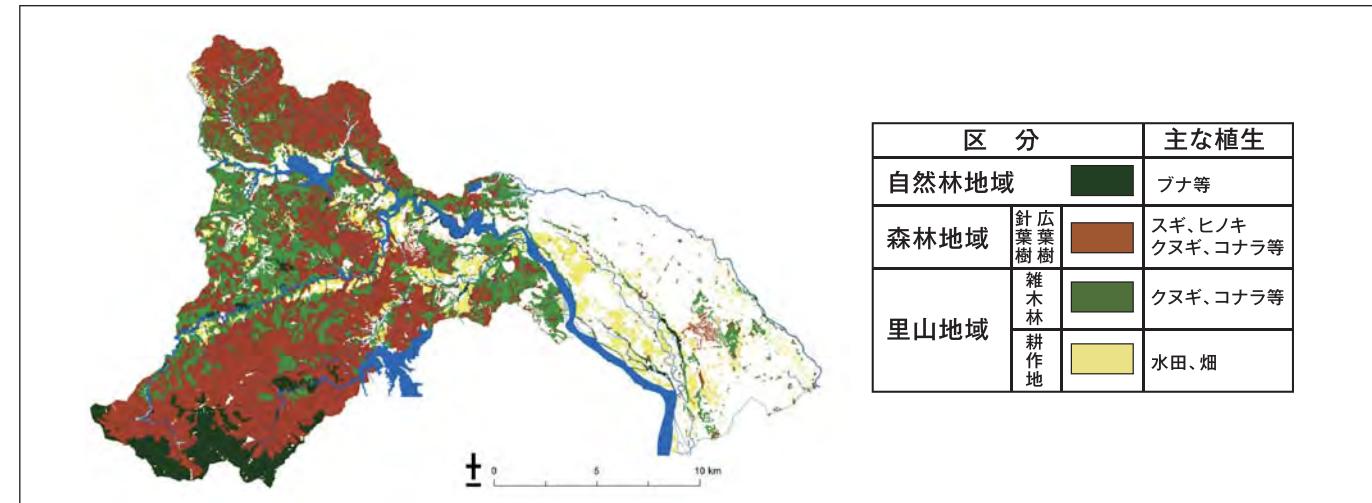
国蝶オオムラサキ、極めて稀なヒメサナエなどのトンボ類が生息する、貴重な自然環境となっています。また、複数の自然公園や美林・名木といった、登山・散策における自然的観光資源を有する地域もあります。

その一方で、ヤマビルの増加や、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどの野生動物による農作物被害など、生態系の変化や人間生活と野生生物の摩擦といった問題も生じています。

市内には、相模川を中心とした複数の支流による水域・流域が形成されており、相模湖、津久井湖など5つの湖と城山ダム、相模ダムなど7つのダムに加え、無数の沢や湧水が存在し、相模原のみならず神奈川県の貴重な水源地域となっています(図表6)。

相模湖や津久井湖沿いの親水空間、キャンプ場・つり場などは、レクリエーションの場として、多くの市民に親しまれています。

図表 5：森林の分布



注:「相模原市水とみどりの基本計画」より転載。

図表 6：水域・流域の概況



注:「相模原市水とみどりの基本計画」より転載。

※1 国が所有する森林以外の森林のこと、県有林+市有林+財産区有林+私有林を指す。

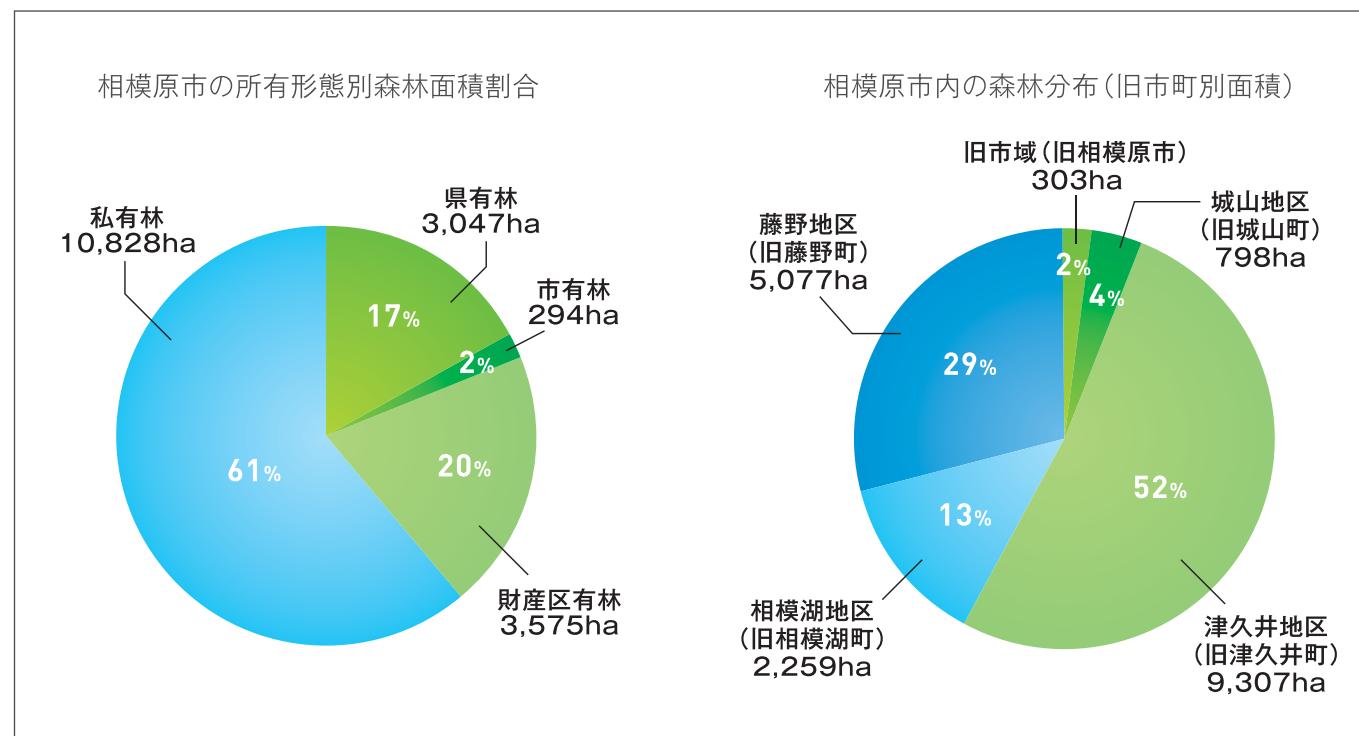
(4) 相模原市の森林資源

市内の森林を所有形態別に見ると、民有林約18,000ha^{※2}のうち、私有林が約11,000haと61%を占めています。次いで、財産区^{※3}有林が約3,600haで20%となっており、財産区有林面積が比較的多いことが相模原市の森林の一つの特徴となっています(図表7左)。

民有林を旧市町別に見ると、約半分の52%を津久井地区が占め、城山地区、相模湖地区、藤野地区を合わせた津久井地域が約98%を占めています(図表7右)。また、財産区有林の約95%、県有林の約71%が津久井地区に集中しています。

なお、民有林の面積別の内訳については、木材を生産する目的で人の手で育てられた森林である人工林と、人の手によらず自然に生成した森林である天然林が、ほぼ半分ずつとなっています。

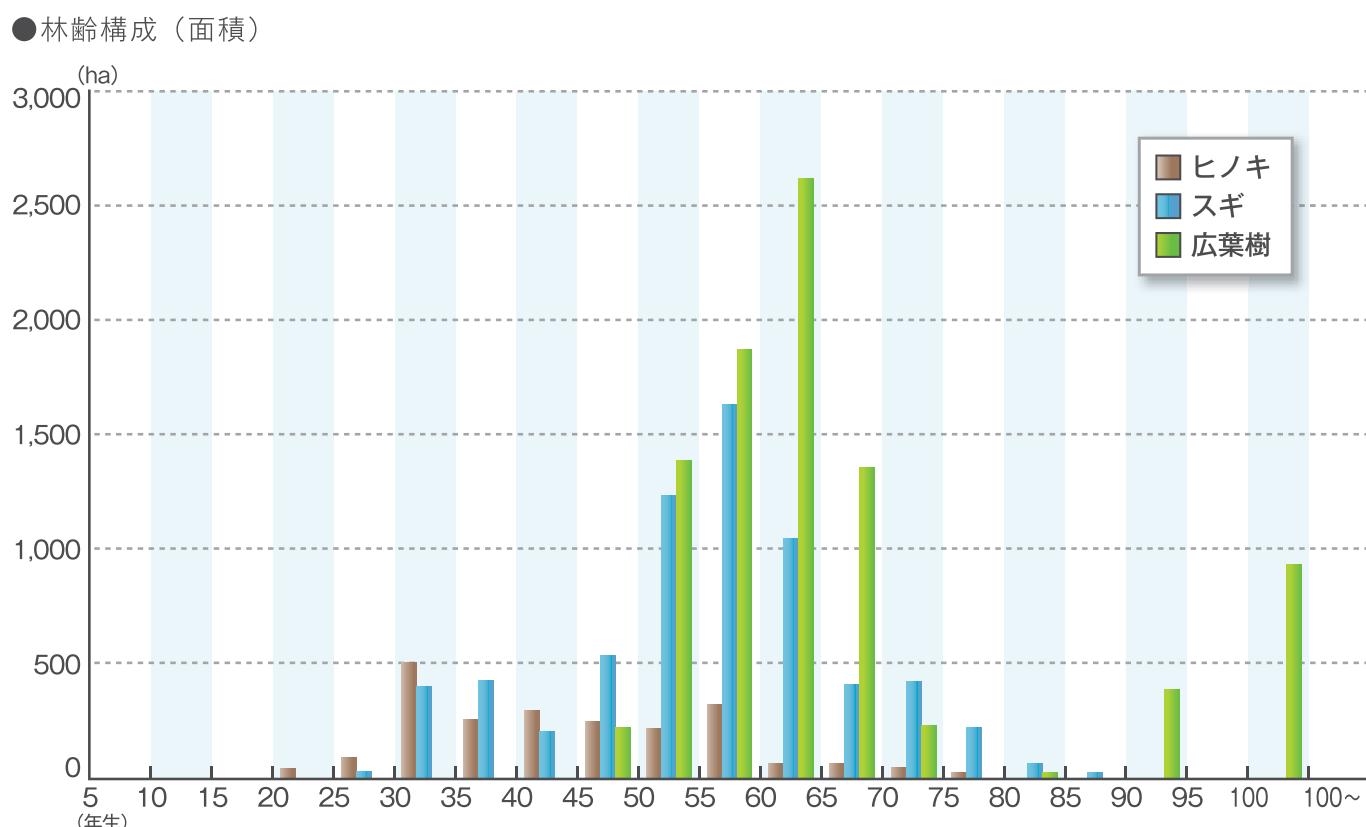
図表 7：民有林の所有形態別森林現況(地域森林計画対象森林面積のみ)

^{※2} 地域森林計画対象森林のみ。^{※3} 市町村の区域の一部で財産の管理と処分を行う、地方自治法に定められた特別地方公共団体。明治の市制町村制施行と昭和の大合併時に設置された。住民から選ぶ財産区議会、または財産区管理会が運営する。相模原市では、城山地区の中沢・川尻財産区議会、津久井地区の串川・青根・三井・中野・鳥屋・青野原財産区管理会、藤野地区の吉野・小渕・澤井・牧野・日連・名倉・佐野川財産区管理会がある。

樹種別では、人工林^{※4}のうちスギが約71%を占め、続いてヒノキが約25%、マツが約4%を占めています。スギやヒノキは、植えられてから40~55年ぐらいの成長途上の森林が多くなっています(図表8)。一方で、25年生以下の、将来の木材生産を担う若い人工林が著しく少なくなっています。

大部分が天然林である広葉樹林は、かつて、薪炭林として利用され、20~30年で伐採と世代交代が繰り返されていた森林と考えられます。しかし現状ではそのほとんどが50年生以上となっており、世代交代が行われず高齢林化・過熟化が進んでいることが推察されます。

図表 8：主要樹種の林齢構成

^{※4} 民有林のみ。

2.相模原市の森林の課題

(1)知られていない市内の森林

市内の森林は、かつては建築用材や薪炭などを供給する場所として活用されてきました。しかし、生活様式などの変化により、現在では、森林の多い津久井地域の市民でも森林と接する機会は少なくなっています。さらに合併以前の旧市域の住民には津久井地域の森林についてほとんど意識されていないのが現状です。市政モニターへのアンケート調査によれば、「市内の森林は市の面積の約60%を占めている」ことを知っている割合は26.6%に過ぎませんでした。

市内には多くの森林があること、それらの森林は私たちの生活環境を豊かにするうえで大切な役割を果たしていることを、一人でも多くの市民に知つてもらうことが、市内の森林を健全な姿で次世代へ引き継いでいくための第一歩となります。多くの市民が森林に関する情報に身近に触れる機会や森林づくり活動、交流活動などに気軽に参加できる機会、子どもたちが森林をフィールドとした環境学習を受ける機会などを増やし、森林や木材に触れてもらうことにより、森林・林業に対する理解を深めることが重要です。

(2)使われていない身近な木材資源

市内の森林で間伐された木材は、大半が山から運び出されることなく、そのまま森林内に放置されている状態にあります。この原因としては、津久井地域の山が急峻であるため、間伐した木材を運び出すのが難しく、搬出経費が高くなりやすいことや、林業の担い手不足、路網が十分に整備されていないことなどが考えられますが、林道のすぐ脇など本来なら運び出しやすいはずの場所でも、間伐材がそのまま森林内に放置されていることが少なくありません。

一方で、「市政に関する世論調査」による、市内の森林から生産された木材の利用意向をみると、「市内の森林から生産された木材の住宅への使用意向」については、「品質が良ければ使ってみたい(58.3%)」、「価格が安ければ使ってみたい(44.6%)」となっており、「市内の森林から生産された木材加工製品の使用意向」についても、「家具や生活用具などの木工品を使ってみたい(39.9%)」、「コピー用紙、ノートなどの紙製品を使ってみたい(31.7%)」となっており、利用意向は比較的高いことがわかります。

このことから、市内の貴重な木材資源を市民が身近に利活用できるようにするために、林業の担い手の育成や、効率的な路網の整備により間伐された木材が搬出され、建築用木材や木製品として加工・流通する仕組みをつくることが重要です。



伐採したまま放置された木材



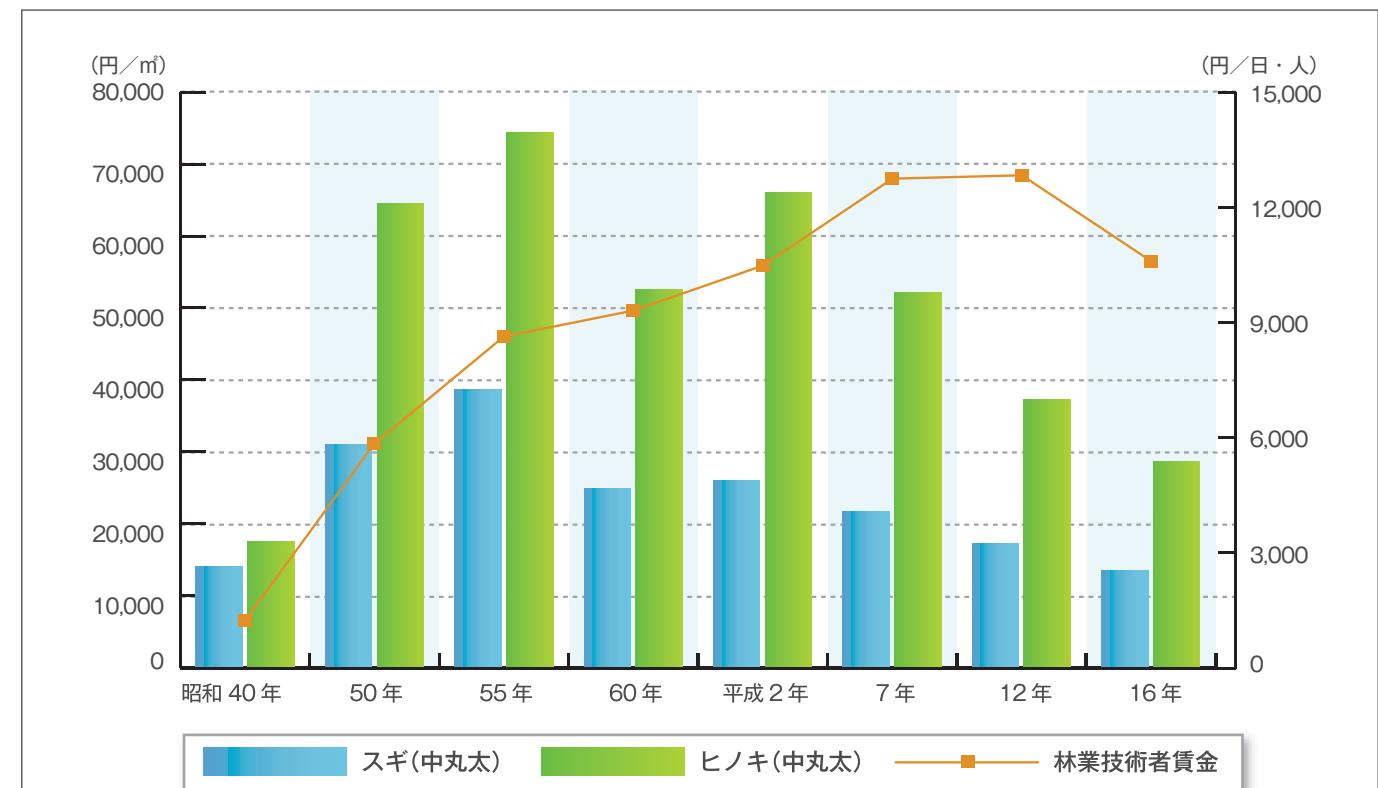
土壤が裸地化しつつあるヒノキ林

(3)手が入れられていない市内の森林

スギやヒノキなどの人工林は、もともと定期的に間伐などの手入れを繰り返し、適正な管理のもとで健全に成長させ、最終的には木材として利用することを目的として植林されたものです。

しかしながら、木材の価格は昭和55年以降年々低下しており(図表9)、木を育てても採算が合わないことから、現状では森林の手入れを行わない森林所有者が多くなっていると考えられます。

図表 9：木材価格と林業労働者賃金(伐出)の推移



資料 1: 農林水産省「木材価格」

資料 2: 厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査結果」
(伐出業)

神奈川県では、「水源の森林づくり事業」により水源地域の森林整備を推進しています。平成21年度現在、相模原市内の4,200haあまりの森林において整備を実施・補助していますが、この面積は市内全体の森林面積の約22%にすぎません。また、「水源の森林づくり事業」で整備されていない森林のほとんどは、必要な手入れが行われていないのが現状です。

必要な手入れが行われていない森林は暗くうっそうとした状態となり、多様な生きものの生育環境を奪い、枯れて倒れた木や土壌が川やダムに流れ込むなどの様々な問題を引き起こすだけでなく、不法投棄などの問題も発生しています。

豊かな水を育む水源地域としての役割など、森林の持つ多面的機能を将来にわたり維持・発揮させ、森林を再生可能な資源として循環的に活用していくためには、適切な整備による健全な森林の保全・育成を継続的に行っていくことが重要です。